

議第5号

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者緊急銃猟出動）等の報酬を定めるため改正しようとする。

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員の項～スポーツ推進委員の項（略）			教育委員会委員の項～スポーツ推進委員の項（略）		
鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）の項（略）		旅費条例に規定する4級等の職員の旅費額に相当する額	鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）の項（略）		旅費条例に規定する4級等の職員の旅費額に相当する額
鳥獣被害対策実施隊員（補助者）の項（略）			鳥獣被害対策実施隊員（補助者）の項（略）		
鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者緊急出動）	1回 3,000円		鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者緊急銃猟出動）	1回 5,000円	
			鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者緊急銃猟出動）	1回 20,000円（銃猟を行った者は、30,000円）。この場合において、出動時間が2時間を超えるときは1時間（1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。）につき3,000円を加算する。	
			鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者錯誤捕獲出動）	1回 20,000円	
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）			投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者緊急出動）の項の規定、別表鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者緊急銃猟出動）の項の規定及び別表鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者錯誤捕獲出動）の項の規定は、施行日以後に緊急出動、緊急銃猟出動及び錯誤捕獲出動により鳥獣被害対策実施隊の業務に従事した者について適用する。